≪条例２条（性犯罪の定義）に規定する罪≫

○刑法の罪

　強制わいせつ罪、強姦罪、営利目的等略取及び誘拐罪（わいせつ目的の場合）など

○窃盗等の防止及び処分に関する法律

　常習強盗強姦罪又は常習強盗・強制性交等罪

○児童買春、児童ポルノに係る行為の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

　児童ポルノ製造罪　⇒　**条例制定時の審議会（部会）での議論において**

**「暴力的性犯罪」相当として取り扱うことで整理**

**【論点①】刑法第182条「面会要求等の罪」のうち、同法第２項「面会**

　　　　　要求の結果、わいせつの目的で会うこと」のみを条例第２条第

　　　　　２号「性犯罪の定義」に追加する是非について

**【論点②】「性的姿態撮影等処罰法」のうち、性的姿態等影像送信罪**

　　　　　（同法第５条）を追加しない是非について

条例12条（住所等の届出義務）

条例13条（社会復帰支援）

の対象となる

条例２条2号

性犯罪の定義に規定

**「再犯防止措置」に指定される**

**子供対象・暴力的性犯罪**

性的な姿態を撮影する行為等の処罰を規定

①　**性的姿態等撮影罪**

**・正当な理由なくひそかに対象性的姿態を撮影する行為**

・不同意わいせつ罪にあたる行為等を利用して対象性的姿態を撮影する行為

・錯誤を利用して対象性的姿態を撮影する行為

・正当な理由がないのに、16歳未満の子どもの性的姿態等を撮影（相手が

　13～16歳未満であるときは行為者が５歳以上年長である場合）

②　性的影像記録提供等罪　　　③　性的影像記録保管罪

④　性的姿態等影像送信罪　　　⑤　性的姿態等影像記録罪

**性的姿態撮影等処罰法（新法）**

**(3)性交同意年齢の引き上げ　（**「13歳未満」⇒「16歳未満」）

・13歳未満は①行為の性的意味を認識する能力が備わっていない

・13～16歳未満は①の能力が一律にないわけではないが、行為が自分に

　与える影響を理解し、対処する能力が備わっていない。

※　刑罰の謙抑性の観点から、13～16歳未満の場合、絶対に対等な関係が

　あり得ないと言える5歳以上の年長者のみ処罰対象とする。

**(2)「面会要求等の罪」の新設**

わいせつ目的で、16歳未満の者に対する以下の行為を処罰。

①　「威迫、偽計、又は誘惑」、「拒まれたのに反復」、「利益供与又は

　その申込みや約束」のいずれかの手段を使って、会うことを要求すること

②　①の結果、わいせつ目的で会うこと

③　わいせつな写真等を撮影して送るよう要求すること

※　刑罰の謙抑性の観点から、13～16歳未満の場合、絶対に対等な関係が

　あり得ないと言える5歳以上の年長者のみ処罰対象とする。

**(1)罪名改称**

・強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪　⇒　不同意わいせつ罪に統合

・強制性交等罪及び準強制性交等罪　　　⇒　不同意性交等罪に統合

**刑法改正・新法制定と条例改正との関係（子ども性犯罪条例）**

**子ども性犯罪条例**

**規定整備（引用条文の条ずれ是正）**

**刑法改正**

資料１